

松阪市議会だより



4月1日から新しく「香肌小学校」がスタート!!

4月1日から飯高地区の川俣小学校と森小学校と波瀬小学校の3校が統合され、新しく香肌小学校がスタートします。今回は3小学校として最後の年度の主な行事を掲載しました。



△4月から新たに開校する香肌小学校（現在の森小学校）



▲フラワー・ブラボー・コンクール
春花壇（川俣小学校）



▲フォレストカーニバル・ふれあいタイム
黒瀧獅子舞（森小学校）



▲ふるさと祭り（波瀬小学校）

平成19年11月定例会（11月29日～12月17日）開催

主な掲載内容

- 2～10ページ …… 一般質問
- 10～13ページ …… 常任委員会の審査・平成19年11月定例会・平成20年1月臨時会で決まったこと
- 14ページ …… 議会のうごき・2月定例会日程・議会放映・編集後記

一般質問

(発言順)



佐波 徹
議員
(市政クラブ)

新たな政策「経営所得安定対策等大綱」の取り組みについて

問

WTO農業交渉では水田農業の就農者の高齢化、担い手不足、耕作放棄田の増大により自由貿易の推進、国際ルールの強化等の問題が出てきた。そこで、平成17年に経営所得安定対策等大綱が決定され、平成19年度より水田農業政策が大転換した。この大綱は品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策の3つの施策で成り立っている。米の計画的生産、生産調整(転作)も変わったが本市の状況はどうか。また、この施策は全市域で均衡に実施されていないがなぜか。

答

米の生産調整事務は合併前の5地域水田農業推進協議会単位で実施していたが、今後推進が必要とされる松阪地域水田農業推進協議会の多様な水田営農の実態を踏まえ、JA松阪、県、市が一体となった松阪地域計画生産推進チームで協議を重ね「松阪地域アクションプログラム200

8」を重点的に検討して、生産調整(転作)の推進と早期実現に移したいと考えている。



水田農村地帯(嬉野管内)

水田農業政策の今後について

問

農業を取り巻く環境は大変厳しいものがあるが、国の新しい水田政策に合わせた市の農業振興政策はあるのか。また、認定農業者、集落営農組織への支援はどうするのか。さらに、農業経営基盤の強化促進に関する基本構想をどのように実現していくのか。

答

集落営農組織が設立されていない地域や担い手が存在しない地域については、民間企業等による水田農業経営の展開を支援していきたい。また、認定農業者等へは本市農業委員会と連携を密にしながら、利用要件設定等促進事業、農地利用改善事業等を活用して担い手の育成、地域営農の推進、農業農村の活性化を図る施策の実施に努めていきたい。



濱口 高志
議員
(ネクスト松阪)

リバーサイド茶倉にドッグランができるの？

問

平成19年9月議会において、「市の公園に部分的にでもペットの入園ができないのか。また、ペットの中でも特に犬を飼っている人が多いので、ドッグランの設置はできないのか。」という質問をしたところ、市の答弁では衛生面の問題、動物嫌いな人もいるということで、部分的にもペットの入園も難しいとのことであった。しかし、平成19年10月初旬にリバーサイド茶倉でドッグラン工事を開始したという新聞報道があったが、これはどういうことなのか説明をしていただきたい。

答

市が管理している部分については、併せてしまいがち迷惑をおかけしたので、今後は常に全体を把握していきたい。リバーサイド茶倉では敷地内の空き地を利用して、現在約400㎡の愛犬の遊び場を整備している。9月議会での濱口議員の質問を聞いた人からの問い合わせや、住民からの要望も多かったことから着工したものである。他の公園でもできる可能性があるものについては検討していきたい。



ドッグラン工事(リバーサイド茶倉)

開発及び建築時の排水同意について

問

旧三雲町時代には、開発及び建築時に地元の自治会や水利組合との排水の同意書が必要であった。しかし、合併後は同意書が不要になったため、地元と開発業者の間でもめごとが発生している。このような状態をこのまま放置するのはどうか。

答

1000㎡以上の開発については、従来どおり排水同意が必要であるが、笠松井などの改良区所有の水路では1000㎡未満でも同意は必要と考える。また、素堀りの水路等が荒れた場合、地域からの要請があれば計画的に整備を進めていきたい。

意見

1000㎡未満の開発時でも地元との協議が必要であるが、不調に終わり問題が生じることがある。その場合は地元から市に連絡してもらい、市と業者で調整をしていただきたい。そして、その旨を再度、自治会や水利組合へ通告していただきたい。



竹田 哲彦
議員

(日本共産党)

**市民の意見を切り捨てての
駅西再開発の強行はやめるべき**

問 駅西再開発について市民の意見を聞いている最中であるが「もう時間がない」「市民の意見を事業に取り入れるのは採算がとれなくなる」として議論を打ち切り、強行しようとしている。この市の態度に市民からは「住民説明会などはガス抜きとしか考えていない」「松阪市はこれまで中心商店街の大型開発をやってきたが、今はシャッターが閉まる店ばかり、この理由をきちんと分析しなければ、幾らマンションやホテルを建てても活性化はあり得ない」「松阪市は再三説明会を開いているが、事業推進者の利益説明に終始している」「この事業は一部の民間企業の要請にこたえ、松阪市が事業に加わり、市民の声は無視されている」「公共事業に求められる市民にとっての必要性や重要性などは全く説明責任が果たされていない」「マンションの高さを下げると採算が取れないなど、利益追求のこぼかり話題になる」「松阪のためにモラルや勇気を持ち一時ストップし、多くの市民が納得できる最良の計画を作成し、後世に歴史ある文化都市として発信できるものにした」

との意見が新聞に掲載されていたが、市長はこれらの市民の声をどのように受けとめているのか。

答 平成19年11月15日の市民との意見交換会ではおおむね理解を得られたと判断している。

問 強行突破の理由は①マンション業者の販売スケジュールから見て限界が来ている②ホテルの所有者と使用者の契約からも結論を急ぐ③国の予算を使わなければ来年予算がつかないことなど、一部企業の利益確保のため市民の意見も声も切り捨てたのが理由ではないか。

答 議員の挙げた理由とは再開発の性格から生じる問題で、それが間違っているなら法律が間違っているということではないかと考える。

問 松阪市の医療体制の現実や税や社会保障の負担が重く、生存権さえ脅かされている事態が進行している中で、市民から税金を暮らして福祉、生命を守ることに優先して使うべきとの声もあるがどう考えているのか。

答 承知しているが将来への投資も大事なと理解している。



松阪駅西地区市街地再開発のイメージ図



久松 倫生
議員

(日本共産党)

**駅前西地区再開発に
かかわっての市長の
政治責任について**

問 平成19年11月6日の全員協議会で、駅西地区再開発の結果責任はどうするのかと質問したら、市長から「政治的責任をとる」との発言があった。市長の言う政治責任とはどういうものなのか。

答 政策に大きな誤りがあったときや、法律が求めている責任が果たせなかった場合、市長の職を辞することに

問 「市長が辞めて済む問題ではない」という声がある。どう受けとめるのか。

答 職を辞するということは大きな決断である。



徹底して市民の声を聞くことこそ、市長の政治責任

問 市民の間でも、議会でも意見が分かれていたとき、徹底して市民の意見を聞くことこそ市長の政治的決断ではないか。

答 現時点の政治的責任というのは駅西地区再開発をやった、よかったなあとと言われることであると考えられる。

意見 厳しい予算編成と財政状況の中で、方向を選択する手だてとして、住民投票条例を提案した意義は大きいという確信を持つ。

**政策選択と
行財政運営について**

問 財政見通しと政策形成が連動しなければ本来の市政運営は機能しない。集中改革プランは経常経費中心、実施計画は投資的経費中心、これが車の両輪と言っているが実際は経費節減の一点張り、これもできずに、市民から見れば「借金の山をつくり政策のメリハリがない」という結果に終わっているのではないか。

答 政策、施策の選択と集中、政策決定における意思形成過程の一層の検討、組織体制が必要と考えている。

問 予算配分で不足が出てきたら財政調整基金を取り崩す。一方では厳しい財政事情を憂の印籠のごとく、市民をおどしつけることになっていないか。

答 暮らして直結する民生費や、子どもたちの将来を考えれば教育費も削ることはできない。



林 博己
議員

(清志会)

入札制度について

問 合併により3力年の期間限定の地域指定型一般競争入札は今年度で終了する。年度末を控え当然設計変更による追加工事や前倒しでの事業箇所を施工することも十分予想されるが、地域指定型一般競争入札制度の今後の方向性について市長の見解は。

答 一般競争入札に地域性が合理的に取り入れることができればよいと思うが、慎重に検討しなければならぬ。今年度で3力年が経過するが十分評価できる状況であったと思っている。なお、公平・公正で競争性が保たれた入札制度であるかどうかの検証、検討は必要と考え、平成20年の2月ごろに今後の方向性、新年度以降のあり方を出していきたい。

問 地域指定型入札制度の多くの利点を生かし、対象金額の統一格差も含め、十分検討する価値があると思うが見解は。

答 この制度の利点や課題を整理し、入札及び契約審査会に伝え対象金額についても十分な議論をしていきたい。

意見 少なくともなった公共事業であるが、年度当初の工事発注は極端に少ない

ので、考えられる予算措置も講じて年間を通した工事発注ができるように努力されたい。



過疎地対策について

問 過疎地域自立促進特別措置法は10年間の時限立法であり、平成21年度に失効となるが、今後の方向や課題は。

答 過疎地対策として過疎債が認められ、非常に大きな魅力があり平成21年度の失効に対して、全国の関係自治体が一丸となって取り組まなければ政府は動かないので、今後とも努力をしていきたい。

意見 市長は全国組織である全国過疎地域自立促進連盟の理事の立場から引き続き総合的な過疎対策の充実と過疎地域の振興が図られるように、新たな制度創設に向けて精力的に働きかけを行っていただきたい。

松阪駅西地区

再開発事業について



海住 恒幸
議員

(会派に所属しない議員)

問 再開発事業の本組合を立ち上げると、市は組合員の一人として事業にかかわる立場は今までは違ってくる。これまでのように「民主導だから」といいう言いわけは通らないと思うが見解は。

答 市の責任は大きくなる。国からの補助金は市を経由して組合に交付する。使い方について十分なチェック監督を行う。市が会計検査を受ける立場になり、責任ある対応が求められる。

問 市民にとっては(事業の進め方が)不透明で中身が見えてこない。(準備組合と)事業協力者との関係など、本組合を設立するに当たってはどのようなクリアな(はっきりとした)状態にしていくのか。

答 民間のノウハウを設計、建設、管理運営に反映させるため、事業協力者は準備組合と協定し協力いただいている。中には指名停止中の業者もいる。本組合設立時には白紙に戻し組合で協議していきたい。指名停止中の業者は排除するよう指導をお願いしている。

問 施工業者の選定方法は。

答 工事だけを入札していく方法では難しい。組合の業務を民間が代行する契約によって事業推進を図る業務代行方式のうち、最終的にみずから保留床(地権者以外に販売する建物)を処分するまで責任を持ってもらう特定業務代行がよいのではと話し合いをしている。当然、公明正大に公募を行い決定する。現在、準備組合でこのような方法について、公平・公正に事業推進する方法を検討している。

問 保留床を買う会社というのは近鉄不動産で、その保留床の処分に対して責任を負っているのは(指名停止中の)大林組ではなかったか。

答 マンションの床を取得するのは近鉄不動産との約束で、大林組とは何ら関係はない。

問 事業参加協定書では、大林組が立会人になって準備組合と近鉄不動産が協定を結んでいる。指名停止中に特定業務代行者を選定することになったとき、公募の対象から大林組は外すということか。

答 このことについてはさきの議会でそのように答弁している。公募というだけでも同じ考え方で臨んでいきたい。



平成19年8月11日に開催された駅西地区再開発問題についての市民意見交換会であいさつする下村市長



山本 芳敬
議員

(政友会)

平成19年度産米の現状と
農業政策について

問 戦後最大の農政改革と言われている品目横断的経営安定対策は、担い手に直接助成金を出し経営を守っていく考え方であるが、対策の課題点はどこにあるのか。

答 また、平成19年度米価の大幅な下落は地域農業・地域経済の活力を損なっているが、米価下落の要因である生産調整の未達成の原因は何か。

答 対策の申請書類の種類と部数が多く、事務が非常に煩雑で複雑になっている状況から、国に対し事務改善を要望する必要がある。

生産調整の未達成の原因として、産地づくり交付金等の支援が受けられないが、実施しないことによる罰



農地・水・環境保全対策は地域住民の共同活動により、農業環境を保全していく活動を支援する政策です

則がない。本庁管内の海岸部や湿地地帯では、適当な転作品目が見当たらない。
また、本市は早場米地帯であり、需要が多く現実に米が売れ残ってしまう状況に至っていない。

環境面からとらえた
農業政策について

問 農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い共同活動を支援する「農地・水・環境保全対策」が実施されたわけであるが課題は。

答 また、全地域をリカバリすべき対策であり事業であると考えるが、その点についての松阪市の考え方は、全国的にも関係書類の多さと複雑さから、今後、取り組みやすい組織体系と進化するよう助言・指導を強化するとともに、事務の簡素化に対する検討を県に働きかけている。

農業従事者の減少、高齢化、耕作放棄地の増大など、農業・農村が危機的状況の中、国土・自然環境の源である農業・農村を農業者だけの力で守っていくことは困難である。地域にかかわる人々がその大切さに気づいていただき、この取り組みが市全域に広がっていくことを願っている。

意見 松阪牛が育った松阪の大地と水は、地域の農産物をブランド作物へと展開していくためのしっかりとした基盤であり、ブランド米としておいしい米づくりの研究開発に全力を注ぐべきであると考えます。



川口 保
議員

(ネクスト松阪)

市民懇談会について

問 市長が各地区に出向いて行われる市民懇談会の出席者が少ないのは、質問の事前通告制が影響しているのではないかと。また、1カ所を小学校区単位ぐらいで行った方が、多くの市民に参加してもらえるのでは。

答 事前通告制については、市長が全ての質問に即答できないため事前通告をしてもらっているが、参加者も質問も少なくなってきた。関心のある項目に絞って自由討論のような形も考えていきたい。1カ所の範囲については、小学校区単位では40カ所になり、市長の日程が厳しくなるが、いろいろな角度から実現できるかどうかを考えていきたい。

問 自治会長の参加が少なかったが、なぜ自治会長に案内を出さなかったのか。

市民懇談会の現状

区分	平成18年度		平成19年度
	前期	後期	
会場数	11	11	11
参加者数	745	727	513
質問提出者	79	48	22
項目数	166	50	44

答 自治会長個々に案内文を出すこと

は難しい面もあるが、検討していきたい。

市職員の提案制度について

問 直接市民に接している市職員の声を市政に反映する提案制度の現状は。

答 市職員の提案制度として、業務の改善や効率化、市民サービスの向上のための幅広い提案を受け、採用・不採用の審査を行っている。平成17年度から平成19年度現在まで18件の提案があり、2件が採用された。

問 これだけの職員がいるのだから、年間何百という提案が出てきてもよいと思うが少ないのでは。

答 職員から積極的に提案できるように、環境づくりをしていきたい。

市民と行政の協働による
まちづくりについて

問 大分市では市民を挙げてのごみ拾い運動で参加者数のギネス記録を更新するなど、市民と行政が一体となった取り組みが成果を上げています。松阪市における市民との協働によるまちづくりをどのように考えているのか。

答 ごみに限って言えば松阪市でも、愛宕川や神道川の清掃が市民レベルで行われており先進都市と言える。ほかの分野については市民活動センターでの活動が広がってきており、これが行政とリンクするのはまだ先とは思いますが、このように広がりを持っていけば市民との協働は進むと思われる。



山本登茂治
議員

(市政クラブ)

米の消費拡大について

問 米生産者に大きな打撃を与える米価下落の原因は。

答 食生活の変化に伴う消費の減少や生産調整の不十分による過剰作付が米余りの要因であり、朝食欠食の改善を目指したキャンペーンをして米の消費拡大に努めたい。

問 松阪牛とともに松阪コシヒカリの優秀性の宣伝は大切であることから、国外にも売り出す考えは。

答 近年世界的な日本食ブームであり、経済発展に伴い富裕層の増加で輸出拡大のチャンスである。諸機関等と協議して検討をしていきたい。

問 松阪コシヒカ리를中国に売り込む意図は。

答 販売促進活動に対する支援、輸出情報の提供など推進する必要がある。国・県・関係機関と一体となり連携を密にして支援をしていきたい。

意見 米を主食だけと考えず、飼料米の生産に転換することも考えられたい。また、国が設けている販売を軸とした米システムの検討会でもっと議論していただき、輸出を含めた販路拡充の検討を願い、米価の安定を望みたい。



食生活の変化や過剰作付が米余りの原因

限界集落の消滅について

問 住民の半数以上が65歳を占める集落を限界集落と呼んでいるが、本市の対象となる集落とその現状は。

答 本市には11カ所ある。旧飯南町で2カ所、旧飯高町で9カ所ある。そのうち今後消滅する度合いが高いとされる集落は4カ所である。

問 限界集落の保守方策について、予防行政が必要であるが考えは。

答 予防行政としては、本市の過疎自立促進計画を着実に推進することである。環境面、防災面を考え市全体の問題として認識し、実行性のある施策を展開していきたい。

意見 高齢者の災害対応が難しくなることが懸念される。水の涵養や治水、農山村の景観保全も含めた国民の共有財産であることを意識して、被災せず健康でこの人たちの集落が限界集落とならないよう、予防行政で地域づくりが大切である。

その他の質問項目

● 生産緑地制度について



田中 祐治
議員

(政友会)

商店街の活性化に向けて

問 松阪市では、地域資源を活用し、地域特産品を製品化することで、新たな事業展開により立地した企業へ奨励金が交付されている。中心商店街の空き店舗対策としても、このような奨励金制度ができないのか。

答 「空き店舗数の削減」を目指した取り組みとして、商工会議所や商店街連合会など関連機関と連携しながら検討していきたい。

問 アーケードに対する道路占用料は、ほとんどの市において免除されているが、松阪市においても免除できないのか。

答 三重県の道路占用料等徴収条例に準じていることから、三重県の動向も十分に引き合わせていきたい。



アーケードが設置されている商店街

意見 近隣の愛知県、岐阜県についてはアーケードの占用料は免除になっていることから、いずれは三重県も免除になると思っているが、県より先に免除の処置をとっていただくことを強く要望する。

住民協議会の今後の方向性について

問 住民協議会の活動助成金を有効に活用していくためには、それぞれのまちづくり協議会の成熟度合いや規模により、補助内容も段階的にかつ実態に見合ったものとする必要性を感じるが、今後の方向性は。

答 活動助成金は住民協議会の経常的経費でもありと考えられるので、十分検討していきたい。

入札制度における総合評価落札方式について

問 入札制度における総合評価落札方式について、三重県内では11市町の自治体が試行済みであるが、松阪市では現在どのような状況になっているのか。

答 現在、適当な試行案件を選定中であるが、本年度中には試行したい。

意見 総合評価落札方式は粗悪品を排除し、一生懸命努力をしている業者が報われる制度である。これから試行を重ね、よりよい入札制度確立に向け取り組んでいただくことを要望する。



大久保陽一
議員
(政友会)

松阪牛の振興対策について

問 松阪牛生産者への奨励金について、肥育土台がしっかり根づいてきたと思われる現実を見ると、もう他の市町への奨励金は、他の市町に任せていいのではないかと思うが見解は。

答 特産松阪牛を取り巻く状況が変化していることと補助金という制度上から、その見直しを行う必要があることも考えている。広域的な取り組みについては、生産地域における市町の動向を見ながら調整を図っていきたく考えている。

問 松阪の逸品と言われる牛が実は市内で15・4%しか肥育されていない。このことは今後、名は松阪牛として残っているが、肥育されているのは大半が松阪以外のエリアということになりはしないかと懸念されるが、このままでいいのか。

答 市内生産農家の高齢化や飼料価格の高騰なども踏まえた経営の安定に対する取り組みについて、生産者団体や松阪農協なども協議をしていきたいと考えている。

問 需要と供給を考えると、今までは肥育頭数をふやす施策が必要だったと思われるが、商業主義が前面に

出てくると今後は、その品質管理について考えていかなければならないと思うが見解は。

答 独自の努力目標を決定し、その達成に向けて取り組んでいただいている。また、松阪肉牛協会にあっては品質向上を重要課題ととらえ、それに向けた取り組みが行われている。

問 他の市町への奨励金の使い方を改め、もっと市内の生産者が元氣の出るような施策を打ち出してほしいが見解は。

答 市内の生産者は担い手不足ということから、その高い肥育技術の伝承が危惧されている。後継者が意欲を持って肥育に取り組めるよう、生産環境の面からの支援が重要であると考えている。



松阪肉牛共進会で入賞した牛

その他の質問項目

- 一般廃棄物処理の取り組みについて
- 連携型中高一貫教育について



今井 一久
議員
(日本共産党)

公立保育園の民営化について

問 平成19年11月21日に開かれた第4回の検討委員会を傍聴したところ、民営化の基本方針について民営化の推進、対象園、推進期間について確認された。その内容は。

答 民営化の基本的な考え方として、公立保育園は民間業者にゆだねることで行政サービスが向上する、コスト削減という2点に重点を置き、効果的な子育て政策を展開していく。対象園は大河内、若草、三郷、駅部田、大津、飯南ひまわり、飯南たんぼの7園と確認された。推進期間は、平成21年度から25年度で条件の整った4園程度を年次的に実施していくことが確認された。

問 対象園の選定について、地元や保護者の同意はまだ得ていないということではいいのか。

答 その通りである。
横浜地裁の判決では保護者の同意がないのに、市が民営化を強要した場合は違法だということが述べられている。このような認識はあるのか。

答 引き継ぎ期間がどれくらいかければそのあたり満足していただけるのか、検討委員会である程度方向性を

見せていただきたいと考えている。

民営化で保育の質は向上するのか

問 民営化で保育の質は向上するのか。
答 平成19年4月における公立保育園の正規保育士は、201人で保育士全体の約3分の2となっている。今後も退職者数に対して同数の新規採用は見込めないで保育の質の低下あるいは、正規保育士への負担を防ぐため、非常勤で経験豊かな方を優先的に採用する。民営化により適正な保育士を配置する。

意見 保育士というのは、子どもの発達、成長にかかわる専門職である。一人前になるには十数年かかるといわれている。ベテラン保育士がこの3年間で41人やめている。定年退職はわずか4人であり、松阪市の子育ての大きな財産を崩している。

公立保育所と私立保育所の保育士比較

	公立保育士	私立保育士
平均賃金(月給)	301,723円	213,950円
年齢階層(平均)	37.0歳	31.4歳
20歳以上30歳未満	30.5%	56.8%
30歳以上40歳未満	23.4%	19.3%
40歳以上50歳未満	35.3%	16.5%
50歳以上60歳未満	10.3%	6.1%
60歳以上	0.3%	1.1%

内閣府国民生活局物価政策課「保育サービス市場の現状と課題—保育サービス価格に関する研究会報告書」2003年3月28日
※私立保育園の場合、国が示す保育所運営費基準かそれに近い水準で運営せざるをえず、現実として給与を引き上げる原資がない。



西村 友志
議員

(公明・自由クラブ)

**災害時における高齢者等の
避難支援の確立を**

問 災害時における高齢者、障害者等

要援護者の避難をいかに支援するかが防災上の最重要課題となっているが、本市の災害時要援護者支援計画の策定状況はどのようなものか。

答 災害時における要援護者の避難については非常に重要なことと認識をしている。本市防災計画における災害時の要援護者対策においては、保健部・福祉部・福祉事務所・教育委員会が担当することとなっている。また、自主防災・消防団・民生委員・児童委員・社会福祉協議会・ボランティア等の協力を得て避難救助を行うこととなっている。現状の要援護者に関する避難等の取り組みは、本市の防災訓練を初め各地域の自治会、自主防災組織の自主訓練やバリアフリー団体での訓練等が行われ、社会福祉協議会等々と連携しながら訓練活動への支援を行っている。

問 自主防災組織の状況と要援護者名簿の作成作業は進んでいるのか。
答 自主防災組織は現在198組織あり、全436自治会のうち350自治会である。訓練の内容に差異はあるが各組織、順次訓練を行っていた

だいている。要援護者名簿の作成は情報の共有という部分で個人情報の問題があるが、早急に調整を行い名簿化を進め、次の段階である災害時の具体的な支援計画策定への取り組みを進めていきたい。



**妊婦無料健診の拡充と
推進について**

問

全国で妊婦健診を受けずに飛び込み出産がふえ、その結果、障害児が生まれたり死産に至るなどの痛ましい報道がされている。その要因は高い受診料であり、若い世代にとって生活面で大変な負担となっている。人口減少社会となる我が国にとって出産は社会全体の問題であると思いと、尊い命を守るため公費負担を現在の2回から5回に拡充すべく、前回、実施に向けて県の各機関への働きかけと実現への要望をしたが、その後の見通しはどうか。

答 妊婦健診については重要な問題で優先順位の高いものとしてとらえている。平成19年5月以降、三重県が主体となり県内の連絡調整会議や三重県医師会産婦人科医会との調整が進められ、平成20年度から現在2回の公費負担を5回に拡充するという基本的な合意がなされた。これに基づき進めていきたい。



山本 節
議員

(公明・自由クラブ)

**地球温暖化対策及び緑の
カーテンの導入について**

問 地球温暖化を食い止めるために一人ひとりが身近なところからこの問題に取り組む必要があると思う。平成17年9月議会で、パートナーシップ制度の導入について質問したときに、環境基本計画を策定し、その中で同制度も念頭に入れる必要があると答弁いただき、平成19年策定された基本計画においてパートナーシップ準備会を立ち上げていただいた。その協議の中で地球温暖化対策も項目として上げられ、検討いただいているが、今後の本市における地球温暖化対策についてどう考えているのか。また、公共施設や学校等で緑のカーテンが全国で推進され、その効果に期待するところであるが、本市においても学校や公共施設で緑のカーテンを推進し、環境を感じ、考え、行動する人づくりを積極的に進め、地球温暖化防止を推進していくためにも導入すべきであると考える。さらに、それに伴い、緑のカーテン・コンテストの開催についてどう考えているのか。

答 平成20年度設立予定のパートナーシップ会議を軸に、地球温暖化防止の行動を起こす輪を広げて行きたい。また、緑のカーテンについては緑と環境を大切にする心が育つということもあり、環境部門の視点から可能性は大きく、市としても支援できることは支援していきたいと考えている。緑のカーテン・コンテスト開催の取り組み、発想は非情に面白いと思うので今後検討をさせていただきたい。



学校における緑のカーテン

寄附による投票条例について

問

財源の厳しい中、自主財源の確保を目指し、寄附による投票条例制定と松阪市出身の全国で活躍されている方々の組織化を図る考えはないか聞かせてほしい。

答 地方財源の厳しい中、新たな自主財源確保という点では注目に値すると考えている。既に実施している他市の状況を見守りながら、考えられる問題点が克服されるかどうか見極めたい。松阪市出身の組織化とのことであるが、人数の面からも難しいが一度検討していかねばならないと思っている。



松田 千代
議員

(日本共産党)

**福祉医療費助成制度の
改正について**

問 県下29市町では、県から2分の1の補助を受けて、乳幼児・心身障害者(児)・ひとり親家庭に対し、医療費の自己負担分の全額補助を行っている。

しかし、県は平成20年9月から実質無料から2割の自己負担を決め、野呂知事は市町の事情で導入を検討したとして、自己負担導入の責任は市町にあるかのような発言をした。

また、自己負担金の導入について、平成19年9月28日時点での市町の意見は、徴収する市町としない市町が各6件、乳幼児以外は徴収するが4件、未定が13件など意見が分かれていることが明らかになった。松阪市は、県の福祉医療費助成制度見直しの流れをどのように受けとめ、意見をどのように述べたのか。

答 県の「医療費の無料化」という大きな方針があったが、この方針を崩すこととして、ほとんどの市町がこれに対して、打ち合わせの段階から反発をしていた。
また、これまで推進してきた福祉医療制度の方向性からは大きな矛盾を感じており、市長会として統一

て県に働きかけていかなければならないと考えている。
意見 強く反対の意思表示をしていたが、よく要望する。



防災について

問 平成19年9月30日の要援護者避難訓練で本部の無線とつながらなかつたが、原因と今後の対策は。

また、社会福祉協議会が地域の中で取り組みを進めている「防災カルテ」は、災害時に役立つものとして高く評価しているが、カルテの共有・活用を考えているのか。

答 各訓練場からの送信で混信状態となり、応答ができなかったと推察する。人命にかかわる情報を最優先にアマチュア無線団体にも協力を願っている。また、社会福祉協議会との情報の共有化については十分協議をしていく。



小林 正司
議員

(政友会)

メタボ健診とがん対応について

問 平成20年4月から始まる脳卒中や心臓病につながるメタボリックシンドローム(男子85cm以上、女子90cm以上)などの予防目的の特定健診への取り組みは。

答 特定健診は健診の受診勧奨を行うとともに、受診後の特定保健指導を強化し、市民の健康の増進に努めていきたい。

問 松阪市の平成17年度乳がん検診について、検診の個人通知をしているにもかかわらず受診率が8%で県下29自治体中23位と低い受診率となっているが、原因は何が。

答 原因は乳がん検診の受診機会が巡回バスによる集団検診だけの実施によるためと考える。今後は医療機関(病院・医院)で受診できる体制を検討していきたい。

全国学力テストについて

問 小学6年生と中学3年生を対象に、一斉に実施された学力テストの結果は、競争を防ぐことや学力向上対策に生かすべきと考えるが、今回の学力テストの分析結果をどうとらえているのか。

答 松阪市の子どもたちの学力の基礎的・基本的な知識・技能の習得意欲等の状況は、おおむね理解され意欲も感じられる。

しかし一方では、児童生徒の知識や技能を活用する力がまだ十分に身につけていないこと、正解の状況に一部はらつきがあることなどの課題が見られたことは、真摯に受けとめる必要がある。

問 専門的な知識を持つ教職員には、質の高い充実した内容の授業を行ってもらい、また、子どもたちに真の生きる力を教えていただくことを希望するが見解は。

答 教育は人なりと言われるように、教育において教師の資質は大きな意味を持ち、果たす役割は教育の中で一番大きい。

また、すぐれた教育実践、教育効果が教師によって生み出されることが多いので、教師の絶え間ない研さんや研修が行われるように、教育委員会として研修制度の充実や教師の自主的な研修が行われるような環境づくりをしていきたい。



全国学力テスト



松田 俊助
議員

(市民クラブ)

同和地区呼称問題について

市長は全員協議会において、同和

地区は間違いなくなくなっていると言ったが、この発言は大変重要な大きな過ちを犯している。同和地区という呼称問題があたかも平成18年3月まで続いた特別措置法に基づいて定義された呼称であるかのように歪曲している。特別措置法の存在が同和地区を規定したのではなく、あくまで部落差別の存在が被差別部落を形成し、行政上、同和地区として使ってきたものであると思うがどう考えているのか。

差別的扱いがある限り、同和地区は存在すると考える。

松阪市同和对策審議会の答申について、以前、尊重すると答弁していたが今もその考えに変わりはないか。

基本的な尊重していく。答申のすべての問題、課題が解決しているわけではないので、問題解決に向かつて取り組んでいかなければならない。松阪市同和对策審議会の答申について、庁議の中で基本認識を徹底し、取り組む姿勢を見せてほしいがどう考えているのか。

庁議という場には限らず、職員は

十分理解しているものと考え、また理解をしていただくようお願いもしてきている。

意見 同和行政の目的というのは部落問題の解決であり、すべての部落出身者が誇りを持ってふるさとを語ることのできる社会の実現である。社会のすべての構成員が差別意識という社会悪から解放されることである。人が人として互いの尊厳を認め合い、高め合うような社会を作り上げることである。

市民病院の患者対応について

市民病院の患者対応について、一部の医師の対応が悪い。また、神経内科の待ち時間が長いので親切、適切な対応をして欲しいが現状を把握しているのか。

病気の治療は医師に対する信頼感が何より大切なことである。信頼感のある診療を行うよう徹底し、待ち時間の間にもできる限り患者様へのかかり合いを持って説明に努めた。

自治体病院としての市民病院がより一層患者をふやし、安定した病院経営を願う。



議案の審議

常任委員会の審査から

平成19年11月定例会に提出された議案は、本会議で質疑のあと、それぞれ各常任委員会に付託され、慎重に審査されました。各委員会における主な質疑応答、意見は次のとおりです。

総務生活

松阪市民憲章・市民歌・市の花・木・鳥について

市民歌の歌詞は不変的なものであるのか。

歌詞の内容について、市民歌は歌謡曲などは違った性質があり、長く歌い続けられる歌と考えているので不変的である。

松阪駅西地区市街地再開発事業について市民の賛否を問う住民投票条例の制定について

本議案は平成19年12月4日議員発議により上程され、12月13日には付託された総務生活委員会が審査され、賛成少数で否決すべきものと決定されました。さらに、本議案は12月17日の定例会最終日、委員長報告後、賛成少数で否決されました。委員会での主な内容は次のとおりです。

本事業の主体が組合施行であるにもかかわらず、地権者である市民に

本事業の賛否を仰ぐことの整合性は、(提案議員) 本事業は都市再開発法に基づく都市計画事業であり、当然、松阪市の都市計画に対して市民に対し賛否を問うことについては大いに妥当性がある。

平成19年2月議会では本事業に係る予算が19対13で可決され、また、本事業に対する請願3件のうち2件は本事業推進の請願であり採択され、残りの1件は本事業の中止を求めるもので不採択となった。9月議会では、本事業に対する見直しの請願が出されたが、継続審査中となっている。これまでの経緯は推進していく方向で採択となっているがどのように考えているのか。

(提案議員) 請願にもあらわれていくように市民の声は本事業に対して推進、凍結・反対というように2分されているにもかかわらず、市民の意見を切り捨てて本事業を推進しようとしているので、もう一度本計画を見直していくという意味での住民投票である。また、2つの意見がある中で市政を運営することはマインナスであると考えてるので市民の方々に判断を仰ぐものである。さらに、

本事業を推進していく請願を求める市民の方が多いのではとの意見であるが、平成19年9月議会での請願も継続審査中でありこの事業に対しての考えは、時間とともに発展していく性格のものであり、一概に推進の請願が多いというのは現時点ではあまり考慮する必要がないと考える。

問 平成19年2月議会において本事業に係る予算が可決されたが、議員が議決した案件にもかかわらず、それを発案者となつて出すことについてはどう考えているのか。また、住民からの請求ではなく議員でもよいのか。

答(提案議員) 住民投票条例は憲法や地方自治法でも制度として認められており、住民投票は代議員制をとっている議会制度のもとでは補完的なものとして規定されている。一つには議会が住民の意思を正しく反映するためには大事であるということが言われている。また、議員としては本事業について市民から推進と反対の意見が出ている中であり、強行推進していくことに歯止めをかけるためである。また、住民からの請求ではない点については、住民でも議員でも制度上権利行使できるものであり、住民投票は必要と考える。

問 地権者の権利はどう考えているのか。

答(提案議員) 地権者の権利の保護も大事ではあるが、都市計画決定という公共性の非常に高い事業であるので、法的な観点からも公共の福祉を

優先させるべきであると考えている。

問 住民投票を実施するに当たり最も危惧することは、本事業に対する情報も不十分で市民の認知度にも差があることで、果たして正当な判断ができるのか。

答(提案議員) まだまだ本事業への認知度という点については不十分であると考えているので、市民には公平・公正に判断できる情報は十分に提供すべきであると考えており、本事業周知に対する啓発の経費や周知のための人件費なども含めた予算を考えている。

問 第14条で投票者数が投票資格者数の過半数に満たないときは、成立しないものとするとなつているがこの点についてどう考えているのか。

答(提案議員) 投票の成立要件について確かにハードルは高い。全国で実施された住民投票における有効条件はさまざまであるが、やはり重要条件であるので投票資格者数の半分の人は投票をしに来てもらうためにも高いハードルを設定した。

問 投票の結果過半数に満たなかった場合、開票作業は行わないということであるので、全く結果がわからないう点では無意味なものになつてしまふがどう考えているのか。

答(提案議員) 確かに投票所へ足を運んでもらうて開票しないというのは思うところはあるが、投票が投票資格者数の過半数に満たない場合、開票を行わないことが市政を推進する上で混乱を招く恐れがない。

文教経済

森林公園内の桜について

問 森林公園内にある桜の木のてんぐ巣病対策の実態と周辺への影響は。

答 森林公園内には270本の桜の木があり、花のつきようが悪いということ、温暖化の影響により渡り鳥が飛来して、つばみを食したことから、小枝からてんぐ巣病が発生しており、これが全体に広がっているとの報告があった。てんぐ巣病は、花のつきが悪くなったり、他の桜に病原菌が移り被害を拡大させることから、桜の休眠期の12月から翌年の2月に被害部分の枝を除去し、焼却していきたい。なお、現時点では周辺への広がりには聞いていない。

グリーンツーリズム

推進事業について

問 今回の補正によりグリーンツーリズム推進事業補助金が皆減となつているが、今後この事業をどうしていくのか。

答 今後は、国指定天然記念物の月出の中央構造線など豊富な観光資源を生かした地域活性化に、波瀬村住民協議会と月出の里が連携を図り取り組んでいくよう支援していきたい。

南小学校屋内運動場

改築工事について

問 この工事に関して地元への説明はどのようにされているか。

答 工事が遅れていることについての説明は、地元建設委員会へ工法の変更を説明し、保護者・自治会へは学校からお知らせを配布して周知している。今後は工事変更等について詳細な説明をしていきたい。

問 設計変更により丸太の使い道はどうなるのか。

答 当初計画の781本の丸太は、一部はそのまま丸太で使用し、他については、板・角材に加工して壁・天井等に使用したい。

問 2回にわたつて応札業者がなかった原因は。

答 設計当初より資材の値上がり、丸太の加工手間を通常の建設歩掛りで積算したこと、また、特殊な工法で高度な技術と労力が必要であり、採算が取れないと判断されたことなどが考えられる。

問 設計変更が行われたが、設計料は増加したのか。

答 当初の設計料は、462万9450円、2回目は、営繕課で行つたので支払いはない。3回目は構造を変更したので、構造計算・電気設備・給排水・積算・図面の直し等がかかっているため、283万5000円を実費として契約している。

嬉野体育施設に係る

指定管理者の指定について

問 指定管理者はスポーツに関連した認定はどのようなものを持つているのか。また、救急体制はどうなっているか。

答 役員の中に、県の生涯スポーツ指導者講習・レクリエーション指導者講習の修了者、野球の公式審判員の資格者等スポーツの知識を持つ方が多数い。なお、救急体制については、医療スタッフは存在しないが、救急救命講習などに参加しており、今後も積極的に参加されるよう指導していくとともに救急時における医療機関等への連絡体制の確立をしていきたい。

建設水道

島田北10号線道路新設事業の

進捗状況について

問 島田北10号線道路新設事業の進捗状況はどのようになっているのか。

答 島田北10号線は全延長が1500mであり、平成18年度までに720mが完成している。残りの区間において旧嬉野町の当時から地権者2名の方の協力が得られない状況であったが、今年度に入り当該地権者の協力を得られることになったことから、今後は残りの区間の整備を進めていきたい。

津松阪港港湾改修事業について

問 港湾管理費において、航路浚渫に伴う県施行の津松阪港港湾改修事業負担金の追加として3000万円を計上されているが、松阪港の航路の現状はどのようなものか。

答 今年度に県が航路の深淺測量を実施した結果、海上保安庁が刊行している海図よりも非常に浅い部分や危険な部分のあることが判明したため、緊急の航路対策として安全航行ができる水深マイナス6・3m、幅90mの浚渫工事を県が事業主体となって実施するものである。なお、県は次年度以降も規定の航路の幅、水深の確保に取り組んでいきたいとのことである。

総合運動公園について

問 総合運動公園に係る市土地開発公社が先行取得した土地を市はどのように買い戻す計画なのか。

答 市土地開発公社から買い戻す予定の総合運動公園用地については、面積が約14・7haであり、用地費が約10億円である。買い戻しに係る具体的な計画はないが、用地を取得しつつ整備促進に努め、平成23年度には公園の一部供用を開始したい。

問 総合運動公園建設事業に係る全体事業費が約63億円と巨額であることから、この事業を、もっと市民に認知された事業にすべきではないのか。

答 スポーツ団体の方から早期にサッカー場を整備して欲しいとの要望も

あり、サッカー場としても利用できる多目的広場の整備を進めていきたい。また、高齢者の方からも誰もが親しめる施設整備を進めて欲しいとの意見もあることから、市民が少しでも早く総合運動公園を利用していただけるよう整備促進に努めていきたい。

環境福祉

市民病院の医師確保について

問 常勤の産婦人科医師がいなくなつたということで、市民から驚きの声が出ていますが、再開のめどは。また、医師の招聘活動は。

答 現在は常勤の産婦人科医師が市民病院に来てもらう予定はない。また、医師確保については、院長が大学に出向き招聘活動を行い、さらに、事務部長と保健部長とともに、愛知県病院に赴き、招聘活動を行った。平成20年度には研修医制度により、研修医師1名が決まっている。

通所授産施設等条例の

一部改正について

問 サウンディングスみくもにおいては、県が平成19、20年度限定で通所サービス利用促進事業を実施しているが、平成20年度以降も継続することはできないか。また、市の対応策は。

答 軽減する措置を検討し、県に対し

現制度の継続若しくは変わるものを市として要望していきたい。また、市としての支援策を検討していきたい。

意見 補助については、前向きに検討されたい。この制度を松阪市だけ行わないことにはならないことから、本人負担はできるだけ少なくする。

今までゼロだったものが、本人負担がかかるのだから、激変緩和ということで、ずっとお願いしていきたいが、財政的に難しいのであれば、何年間か区切って補助をしていくことも考えられるのでお願いしたい。

松阪市公の施設に係る

指定管理者の指定について

問 3つの小規模作業所及び通所授産施設が民設民営に移るということで、市との関係が切れるのではないかと心配があり、きちっと責任を負うべきではないか。

答 市としては、小規模作業所及び通所授産施設を一括管理として考えており、改正若しくは指定管理としてお願いしているのは期目的にもばらつきがあるが、施設間の格差を出さないことで、サウンディングスみくもは、社会福祉協議会でお願したい。社会福祉協議会はこれまでも運営の主体として担ってきているので、社会福祉協議会と市との関係は単なる社会福祉法人と市との関係でなく、密接な関係である。

平成19年 11月定例会で
決まったこと

可決したもの

- ▼平成19年度松阪市一般会計補正予算(第4号)
- ▼平成19年度松阪市競輪事業特別会計補正予算(第3号)
- ▼平成19年度松阪市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- ▼平成19年度松阪市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)
- ▼平成19年度松阪市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- ▼平成19年度松阪市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- ▼平成19年度松阪市戸別合併処理浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- ▼平成19年度松阪市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- ▼平成19年度松阪市ケーブルシステム事業特別会計補正予算(第1号)
- ▼平成19年度松阪市水道事業会計補正予算(第3号)
- ▼平成19年度松阪市松阪市民病院事業会計補正予算(第2号)
- ▼平成19年度松阪市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- ▼松阪市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- ▼松阪市嬉野体育施設条例の制定について

- ▼松阪市嬉野ゲートボール練習場条例の制定について
- ▼松阪市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- ▼松阪市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- ▼松阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- ▼松阪市職員の給与に関する条例の一部改正について
- ▼松阪市ふるさと振興基金条例の一部改正について
- ▼松阪市通所授産施設等条例の一部改正について
- ▼松阪市自転車競走実施条例の一部改正について
- ▼松阪市海上アクセス旅客ターミナル条例の一部改正について
- ▼松阪市営住宅条例等の一部改正について
- ▼松阪市立学校設置条例の一部改正について
- ▼松阪市病院事業の設置等に関する条例及び松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部改正について
- ▼松阪市国民健康保険税条例の一部改正について
- ▼工事請負契約の締結について(松阪市立南小学校屋内運動場改築工事)
- ▼団体営基盤整備促進事業(基幹水利施設補修工事) 深長地区の施行について
- ▼町及び字の区域の廃止及び変更について
- ▼松阪市公の施設に係る指定管理者の指定について(松阪市嬉野体育施設)
- ▼松阪市公の施設に係る指定管理者の指定について(松阪市飯高地域資源活用交流施設)
- ▼松阪市公の施設に係る指定管理者の指定について(飯高共同作業所 じやんぶ)
- ▼松阪市公の施設に係る指定管理者の指定について(小規模作業所夢風船)
- ▼松阪市民憲章について
- ▼松阪市の花・木・鳥について
- ▼松阪市民歌について

- ▼否決したもの
- ▼松阪駅西地区市街地再開発事業について市民の賛否を問う住民投票条例制定について
- ▼同意したもの
- ▼教育委員会委員の任命について
前田 昭徳氏
- ▼固定資産評価審査委員会委員の選任について
瀧川 彌壽夫氏
前川 晶氏
古田 顕子氏
- ▼公平委員会委員の選任について
菊池 理夫氏
- ▼報告されたもの
- ▼専決処分報告について

- 訴えの提起
- 損害賠償の額の決定(2件)

請願・陳情

市民の皆様から提出されました請願と陳情は、11月定例会で次のように決まりました。

- ▼採択となったもの
- ▼心身障害者(児)医療費助成制度に関する請願
- ▼妊産婦健康診査の公費負担の拡充を求める請願

- ▼不採択となったもの
- ▼犬及び猫の不妊・去勢手術費用一部助成の廃止に関する陳情

- ▼継続審査となったもの
- ▼松阪駅西地区市街地再開発事業の見直しを求める請願(継続審査中のも)

平成20年 1月臨時会

1月21日会期1日間の臨時会において、欠員となっておりました三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の補充選挙が行われ、下村猛氏(市長)が選ばれました。

皆様の傍聴をお待ちしています

2月定例会の開催日程

2月定例会は、2月25日(月)から3月26日(水)までの会期31日間の予定で開催しています。

2月25日(月)	本会議	当初予算上程・議案上程
29日(金)	本会議	代表質疑(当初予算)
3月3日(月)	本会議	代表質疑(当初予算)
4日(火)	本会議	代表質疑(当初予算) 議案に対する質疑・付託
6日(木)	本会議	一般質問
7日(金)	本会議	一般質問(予備日)
10日(月)	委員会	環境福祉委員会 文教経済委員会
12日(水)	委員会	総務生活委員会 建設水道委員会
17日(月)	本会議	議決・補正予算上程・付託
21日(金)	委員会	環境福祉委員会 文教経済委員会
24日(月)	委員会	総務生活委員会 建設水道委員会
26日(水)	本会議	議決

※本会議は、市役所3階市議会議場で、委員会は2階市議会委員会室で開催いたします。

※時間は、いずれも午前10時から開催の予定です。ただし、21日・24日の委員会は午後から開催の予定です。

※変更される場合もありますので、ご確認ください。

お問い合わせ:松阪市議会事務局 電話53-4433

「代表質疑・一般質問」の議会放映

平成20年度の松阪市の当初予算上程に伴う代表質疑が2月29日(金)・3月3日(月)・4日(火)の3日間、また、一般質問が6日(木)・7日(金 予備日)に行われ、それぞれケーブルテレビ(iウェーブまつさか)の行政チャンネル(6ch)により、生中継及び録画による放送を行います。

録画放送については、平日の午後8時からの放送予定です。この機会に、ぜひ議会の様子をごらんください。

詳しい日程はケーブルテレビによりお知らせいたします。また、議会事務局にお問い合わせください。

お問い合わせ 松阪市議会事務局

電話 53-4433

FAX 23-3962

Eメール gikai@city.matsusaka.mie.jp

発行/松阪市議会

(〒515-8515 松阪市殿町1340番地1)

編集/市議会だより編集委員会

市議会だより第18号をお届けいたします。

本号では、平成19年11月定例会における一般質問の内容を中心に掲載いたしました。

市議会では、市議会だより、市議会ホームページでの会議録の検索、議会放映等市議会の活動が少しでも皆様方の身近なものとなりますよう、議員一同日々活動しております。

市議会だより及び議会放映を見られてのご意見・ご感想を市議会だより編集委員会(松阪市議会事務局)までお寄せください。



議会のうごき

平成19年12月

- 7日 市議会だより編集委員会
- 12日 環境福祉委員会協議会
文教経済委員会協議会
- 17日 第6回定例会閉会(開会11月29日)
全員協議会
議会運営委員会
会派代表者会議
総務生活委員会協議会
- 18日 広域消防組合議会ブロック会議
広域衛生組合議会ブロック会議
- 25日 広域消防組合議会・広域衛生組合議会
- 26日 多気町松阪市学校組合議会(多気町)
- 27日 宮川福祉施設組合議会(大台町)
- 28日 議会運営委員会

平成20年1月

- 10日 総務生活委員会協議会
- 11日 議会運営委員会
- 15日~17日 環境福祉委員会行政視察(一関市・盛岡市)
- 18日 広域消防組合議会管内視察
- 21日 第1回臨時会
議会運営委員会
- 23日 三重県市議会議長会定期総会(熊野市)
- 28日~29日 中心市街地活性化対策調査特別委員会
行政視察(岐阜市・長野市)
- 30日 松阪飯多農業共済事務組合議会(多気町)
環境福祉委員会協議会
- 31日~2月1日 議会運営委員会行政視察(足利市)

2月

- 4日 東海市議会議長会支部長会議・理事会(瀬戸市)
- 5日 文教経済委員会協議会
議員研修会
市議会だより編集委員会
- 7日 全国市議会議長会理事会・評議員会(東京都)
- 12日 三重県後期高齢者医療広域連合議会(津市)
- 13日 広域衛生組合議会ブロック会議
広域消防組合議会ブロック会議
- 18日 議会運営委員会
建設水道委員会協議会
- 20日 全国高速自動車道市議会協議会定期総会(東京都)
香肌奥伊勢資源化広域連合議会・全員協議会(多気町)
- 21日 広域衛生組合議会・広域消防組合議会
環境福祉委員会協議会
- 22日 松阪飯多農業共済事務組合議会(多気町)
- 25日 第2回定例会(開会~閉会予定3月26日)